

中国淮河流域における水環境行政の形成と発展

おおつかけんじ
大塚健司

《要約》

本稿は、中国における水汚染対策の最初の重点対策流域に指定された淮河流域をめぐる水環境行政の形成過程を検討し、その特徴を論じる。まず、1970年代に流域管理機構において淮河流域の水環境行政が開始され、流域水環境行政の制度が整備された経緯を整理する。また1993年以降、淮河流域の水汚染問題が政治化し、流域水環境保全体制が強化された過程を明らかにする。淮河流域の水環境行政の形成・発展過程は、水利行政における流域管理と環境行政における汚染源規制が交錯する過程であり、それは1993年の環境政策における監督検査活動の開始によって加速されたこと、また、水行政の部門間調整が一定の制度として発展したこと、しかしながら、水質管理をめぐる水利行政と環境行政の間の権限配分関係については、1970年代末以降変化はなく、重要な決断は時の政治にゆだねられていることを明らかにしている。水汚染問題をめぐる行政の分断・非協調はなお大きな課題として残されたままである。

はじめに

- I 問題の所在
- II 流域水環境行政の形成と展開（1973～1992年）
- III 流域水環境保全体制の強化（1993～1996年）
おわりに

はじめに

中国の淮河流域は、北方と南方の気候遷移地帯に位置し、古くから干ばつも水害も発生しやすい地域であった。そのため治水と利水については古くから為政者の関心を引き、多くの水利事業が行われ、また水利行政が発展してきた。それに加えて1970年代から水汚染の深刻化が認

識されると、「水資源保護」という新たな課題が位置づけられ、河川流域における水環境保全の取り組みが、中央関係部局および流域省政府の間で模索されるようになった。とりわけ1990年代以降、淮河流域は、中国における水汚染対策の最初の国家重点流域に指定され、さまざまな取り組みが行われてきたものの、水汚染問題の解決に向けてはいまだ多くの困難を抱えている。

中国の水資源・環境問題については、大塚(2010)が、水汚染対策の現状と課題をまとめており、また大塚編(2008)では、「流域ガバナンス」というアプローチから、従来型の流域

管理の問題点を明らかにするとともに、新たなガバナンスのあり方を展望している。そのなかで、焦点のひとつとなっているのが、流域の水汚染問題をめぐる行政間調整の失敗であり、それは「陸は環境行政が、水のなかは水行政が担当するという、縦割りの弊害」(片岡 2008, 58)等と指摘されてきた。その点において、淮河流域は水資源・環境問題に悩む中国の縮図であり、水汚染対策を中心とした統合的水資源管理についての現在進行形の実験の場でもある。そこで本稿は、淮河流域を事例にして、水資源保護、とりわけ水汚染問題への対応としての水環境行政の形成と発展の過程を検討し、その特徴と課題を明らかにすることにより、今後の流域ガバナンスに関する議論における基礎的資料を供することを目的とする。

淮河流域における水環境行政は、1993年が時期区分の大きな節目となる。1993年は、国の環境行政においてマスメディアによるキャンペーンが開始された年であり、そのなかで淮河流域の深刻な水汚染問題状況が国内外に広く知られるようになった。また翌年に起きた流域規模の水汚染事故を契機にして、淮河流域における水汚染対策は環境問題をめぐる政治過程のなかで急展開する〔大塚 2002〕。

本稿では、おもに現地公刊資料を基にしながら、この大区分に沿って記述を進めるが、ここでは紙幅の制約等から、1996年までの展開を扱う。1996年は、淮河流域の水汚染対策プログラムが国務院の承認を得て正式に始動した年であり、また環境政策に関する国務院の決定が発表され、「三河三湖」(淮河、海河、遼河、太湖、巢湖、滇池)が水汚染対策の重点流域として指定されるなか、淮河における先行した取り組みが

「淮河方式」として注目されることになったことから、中国の流域水汚染対策においても重要な節目の年でもある。

以下、第Ⅰ節において、淮河流域の概況について述べたうえで、水質悪化状況と政府の対応をめぐる先行研究を概観し、本稿の関心と対象とする時期を明らかにする。次に第Ⅱ節において、中華人民共和国建国後から1992年までの水環境行政の形成過程を明らかにする。そして、第Ⅲ節において、1993年から1996年までの展開過程を明らかにする。最後に本稿のまとめを行う。

I 問題の所在

1. 流域の自然環境と社会経済状況

淮河は、中国東部、黄河と長江の間を流れる中国七大河川のひとつであり、本流全長は約1000キロメートルに達する。その流域規模は、黄河や長江にはるかに及ばないとはいえ、東西約700キロメートル、南北約400キロメートル、面積約27万平方キロメートル、人口約1億6000万人と、日本の国土に匹敵するほどの大きさである(注1)。

淮河は、淮河本流水系と沂沭泗水系という2つの大きな水系からなっている。本流は河南省と湖北省の境にある桐柏山から発して東に向かい、河南省から安徽省に続く淮北平原を経て、江蘇省の洪沢湖に入り、そこから南に進路を変えて長江に入っている。また、沂沭泗水系は山東省南部の沂蒙山地から発する沂河、沭河、泗河3水系の総称であり、江蘇省北部の蘇北平原に入り、湖沼や水路につながり、一部は黄海に出ている。そして、これらの河川が多数の支流

を有していることが、淮河をよりいっそう複雑な水系にしている。

淮河流域は、北方と南方の気候遷移地帯に位置し、古くから干ばつも水害も発生しやすい地域であった。とりわけ流域のおよそ3分の2が平原で勾配がゆるいことや、12世紀から19世紀にかけて黄河が頻繁に氾濫し下流域の水路が大量の土砂でふさがれたため（このとき、以前は黄海に流れ出ている本流もふさがれた）排水条件が悪くなっていることなどが、洪水や冠水を起きやすくしている。また、流域はおもに4つの省にわたり、さらに各省の河川が多数の行政区域にまたがっているため、水争いが発生しやすい^(注2)。このため、淮河流域における利水・治水事業は古くから為政者によって重視され、中華人民共和国が成立した翌年、1950年に大洪水が発生した際に、毛沢東が出した指示をきっかけに水利事業が始められたとされている [淮河水利委員会編 1995, 20]。

2. 水質の悪化

淮河流域では、1970年代から河川水質が悪化し、従来から発生していた水害や干害に加えて、水汚染事故が発生するようになった。中央の水利・環境保護行政各部門が1990年版から公刊を始めた各年鑑によると、流域では度重なる水汚染事故により、工場操業停止、漁業被害、断水、健康被害（下痢、皮膚病など）などが起きている。1994年には3度も大きな水汚染事故が発生しており、そのうち7月の事故では、150万人にもよる流域住民が断水の影響を受けた。この7月の事故は、淮河上流の支流で暴雨が降った際に、洪水防止のため水門を開け放流したところ、これまで上流にたまっていた2億立方メー

トルもの汚水が下流に拡散して、70キロメートルにわたって汚水の帯が形成されて起きたものであった。類似の事故は以前にも起きており、また翌年にも繰り返された（後述）。

このような水汚染事故の背景には、恒常的な河川水質の汚濁がある。1990年から95年までの統計によると、1992年以降、渇水期、豊水期にかかわらず生活用水に適さない河川延長は6割以上になり、甚だしいときには8割にも達するようになった。また、1986年から1993年までの水質評価結果によると、各種水質指標のうち、地表水の最低環境基準を超過した（すなわち利水機能を喪失した）流域断面数は、化学的酸素要求量（COD）とアンモニア窒素といった有機汚濁を示す水質指標で最も多く、続いて溶解酸素（DO）、生物化学的酸素要求量（BOD）、揮発フェノールなどの順であった。さらに一部の河川断面では、ヒ素や六価クロムなどの有害物質による水汚染も深刻化している^(注3)。

このような水質悪化の原因として、工場廃水、生活污水、そして農地における施肥や農薬使用による土壌・水質汚濁などが考えられる。もともと淮河流域は、小麦を主作物としながら、水稻栽培、綿花、搾油用作物の栽培などが行われている農業地域であったのが、1970年代末から経済体制の改革が始まって以来、農村地域における各種工業（郷鎮工業）が発達してきた。そして、麦わらを原材料とした製紙工場をはじめ、多くの工場が簡易な生産施設で、しかも十分な廃水処理をせずに操業していたことが水汚染を激化させたとされている^(注4)。

3. 先行研究と本稿の関心

淮河流域の水汚染問題は、国内外でルボル

ターゲットに描かれているように広く社会的関心と呼んできた環境問題である [陳 1999; Economy 2004]。また、1996年から開始された第9次5カ年計画以来、国の重点流域として水汚染対策事業が実施されてきた [李・王・張主編 2007]。しかしながら、同書でも指摘されている通り、なお多くの問題に直面している。

流域の水環境問題をガバナンスの視点から検討する際には、政府だけではなく、企業、住民、NGOを含む多様なステークホルダー（利害関係者）間の相互作用のあり方が重要課題となるが、そのなかで政府の各行政職能部門間の関係もまた焦点のひとつである [大塚編 2008; 2010]。中国の水環境問題については、王等（2003）や陳等編著（2007）において、水利、環境ほか多くの行政部門が関与していることや関連法規間の未調整などが問題点として指摘されている。また、趙（2007）や宋・譚等編著（2007）では、淮河流域を対象として、水汚染紛争や水環境問題について、その解決策となる制度設計の提案がなされている^(注5)。

しかし、これらの先行研究では、現状での問題点の指摘や新たな解決策・制度のアイデアの提示にとどまっており、具体的に制度や政策の改革をどのように進めていくのか、という点での実行可能性（フィージビリティ）の検討が十分になされているとはいえず、ともすれば理論的な可能性の提示にとどまってしまう。現実的な解決策を得るには、現在の制度や政策、あるいはそれを支える行政組織とその機能がいかんして形成され、また変化してきたのか、という点での検討が欠かせないと考えられる。

そこで、本稿では、淮河流域の水環境行政の形成・発展過程について、水環境行政を担う組

織とその機能に着目して、おもに現地で公刊されている資料を基にして明らかにすることを目的とする。淮河流域の水利行政に関する記録としては、現在の水利部淮河水利委員会の前身となる機関から1981年より毎年公刊されている『治淮匯刊』が網羅的な資料として利用できる^(注6)。また、同委員会が1997年から刊行を始めた『淮河誌』（全7巻）により、同流域の水利行政史を体系的に把握することが可能となった。さらに、全国の一般的な水利行政に関する資料としては『中国水利年鑑』が1990年より毎年刊行されている。他方、環境行政においても淮河流域の水汚染問題が重要課題として認識されるにつれて、全国の環境行政に関する網羅的な資料である『中国環境年鑑』（1990年より毎年刊行）をはじめ、いくつかの行政資料にも該当する記述を見ることができる。本稿では、『治淮匯刊』や『淮河誌』を軸としながら、適宜他の関係資料を参照することにより、淮河流域の水環境行政の形成・発展過程をたどることとする。

また、淮河流域の水汚染対策については、大塚（2002; 2005a; 2005b; 2006; 2008）において、1990年代以降の展開を中心にまとめられている。とりわけ、1996年は、淮河流域の水汚染対策プログラムが国务院の承認を得て正式に始動した年であり、また環境政策に関する国务院の決定が発表され、「三河三湖」（淮河、海河、遼河、太湖、巢湖、滇池）が水汚染対策の重点流域として指定された年である。そうしたなか、淮河における先行した取り組みが「淮河方式」として注目されることになったことから、1996年は中国の流域水汚染対策においても重要な節目の年となる。本稿では、紙幅の制約も勘案して、

同流域で水環境行政の開始が確認される1970年代から1996年までの時期を扱うことにする。

II 流域水環境行政の形成と展開 (1973～1992年)

1. 流域機構の設立

淮河における流域の統一的な管理機構はすでに中華民国時代に、導淮局と導淮委員会が設置されていた。1949年に国民党との内戦を経て政権を取った共産党は、国民党政府の行政院水利部の下に設けられていた淮河水利工程総局を接收し、中華人民共和国が成立した10月に水利部淮河水利工程総局を正式に設置した^(注7)。

1950年には淮河流域で大洪水が発生し、同年10月に中央人民政府政務院は「淮河治理に関する決定」を發布した。この決定を受けて翌月に政務院に治淮委員会が設置され、その本部が安徽省蚌埠市に置かれ、淮河の統一計画、治理、管理を担った。これが現在の淮河水利委員会の前身である。

1953年には淮河支流である沂、沭、汶、泗河の治理についても治淮委員会が統一して指導することになった。またこの間、流域4省（河南省、安徽省、山東省、江蘇省）に治淮機構と洪水防止および干害対策組織が設置された。この各省の組織は後に治淮機構と水利庁に合併された。しかし、1958年には治淮委員会は廃止され、淮河流域管理は流域4省がそれぞれ担うことになった^(注8)。

淮河流域管理機構が回復したのは、文化大革命の後期である。1969年10月に、国務院に治淮規劃小組が設置された。1971年10月には、治淮規劃小組弁公室が設置され、淮河治理に関する

測量、計画、設計などの前期事業を担い、治淮工程建設と管理については各省が担っていた^(注9)。

2. 流域水環境行政の開始

中国の河川流域における水環境行政の必要性は、中国において環境政策が始動した1970年代初めから認識されていた。1970年には淮河流域において化学工場の有機リン廃水による家畜の中毒事件が、1973年には支流の沙潁河にて製紙工場の廃水による農作物被害が発生している。また1974年には、複数の水汚染事件が発生しており、工業廃水による利水障害や漁業被害だけでなく、有機リン廃水による中毒事件も発生している。同年11月、淮河流域管理機構の本部がある蚌埠市の政府機関幹部が連名で、国務院副総理の李先念に投書を出し、同地域を流れる淮河の水汚染が深刻であることを訴えている^(注10)。

1973年8月、国務院は、第1回全国環境保護会議を受けた国家計画委員会による報告および「環境の保護と改善に関する若干の規定（試行草案）」を承認・發布し、そのなかで主要河川・湖沼に、流域を単位とした環境保護管理機構を設置し、流域全体の汚染防止処理（原語は「汚染防治」）の具体的な計画（「方案」）を統一的に制定および実施し、沿岸工業企業と生活污水の排出を監督することを要求した。同時に、各地域、各関係部門に対して、「敏腕な環境保護機構」を設置し、それらに監督および検査の職権を与えるよう求めた^(注11)。

1974年12月、水利電力部は北京で全国水文工作と水源保護工作会議を開催した。そこで、国務院環境保護領導小組は、水利電力部および黄河、長江等の流域機構に対して、水量、砂量だ

けではなく、水質についても管理を行い、汚染問題が発生したときには、関係主管部門に対して治理の要求を出すように求めた^(注12)。

また、同月に国務院環境保護領導小組弁公室から出された「国務院環境保護機構および関係部門の環境保護職責範囲と事業要点」の通知により、水利電力部が河川流域等の水汚染対策を担うことが明確にされた。すなわち、関係省・市・区とともに長江、黄河、珠江、松花江等の主要水系の管理機構を設置すること、流域汚染防治規劃を制定すること、地域的な污水排出基準と水系管理方法を制定すること、各地の水文ステーションにより経常的に主要水系の水質変化状況を検査すること、汚染源を調査すること、関係地域と部門が河川・渤海への汚染排出状況を監督する権限を有すること、関係地域と部門に対して適時に水源汚染の防止についての要求を提示すること等である〔国家環境保護局弁公室編 1988, 32〕。

1975年2月、国務院は、国務院環境保護領導小組弁公室による「淮河汚染状況とその治理の意見に関する報告」を河南、安徽、江蘇、山東4省革命委員会^(注13)に対して下達した。これは、前年11月に李副総理に提出された投書（先述）を受けて、1975年1月に国務院環境保護弁公室が化学工業部、軽工業部、水利電力部、衛生部の担当者らとともに、安徽省の蚌埠市と淮南市および江蘇省洪沢県にて調査を行った際の報告である^(注14)。その「報告」において、治淮規劃小組が淮河水資源保護領導事業を兼務することを提案し、迅速に関係方面は調査研究を組織し、汚染防止処理計画を提示し、淮河水源保護の管理方法を制定し、督促検査を組織・実施することを求めた。そして、同年6月に水利電力部は、

「治淮規劃小組弁公室が淮河水資源保護弁事機構である」と認可し、淮河流域の水資源に対する調査研究と調整監督に関する事業・事務を開始した。

このように、淮河流域の水環境行政は、工業廃水による紛争や被害とそれに対する地方政府から国への解決要求に対応すべく、水利部門に設置されていた流域管理機構が一定の機能を引き受けるかたちで開始されたことが確認できる。この時期は、水利部門に流域管理機構がすでに設置されていたのに対して、環境行政は始動したばかりであり、専門の行政機構が未整備であったことから、流域水環境行政は実質上、水利行政が担う体制をとらざるを得なかったのである。

3. 水環境保全に関する調査研究の展開と流域水環境行政の体制整備

1977年5月、国務院により水利電力部治淮委員会の成立が認可され^(注15)、委員会のなかに水資源保護弁公室が設置された。水資源保護弁公室は、淮河流域の水資源について調査研究、調整監督を行う以外に、重点検査測定断面の水質モニタリングとその評価に関する計画および事業・事務を開始した。水資源保護弁公室の下に管理チーム、モニタリングチーム、化学分析室を置いた。化学分析室は翌年から、フェノール、シアン、ヒ素、水銀、クロムなど5種類の有毒物質に関するモニタリングと化学分析を重点事業として稼働した^(注16)。

治淮委員会水資源保護弁公室が淮河の水質モニタリングを開始したのは1978年からであるが、そのモニタリングネットワークは流域各省が保有・発展させてきたものが基礎となっている。

流域4省の水文部門は1956年から各水文ステーションを基に水化学ステーションネットワークを構築し、水化学の特徴に関する系統的なデータを国に提供してきたとされている。1970年代に入り、全国的に環境政策が始動すると、流域各地方で水利部門が水質調査と水汚染モニタリングを引き継ぎ、1975年の時点では、河南、安徽、江蘇、山東省が淮河流域において保有していた水質モニタリングネットワークの拠点は、モニタリング対象断面が136カ所、対象汚水口が24カ所、化学分析室が6カ所であったが、1978年にはそれぞれ233カ所、20カ所、9カ所と整理・拡充がなされた^(注17)。

国の環境政策が始動するとともに、淮河流域の水汚染状況に関する調査研究が活発になった。1975年から、治淮規劃小組弁公室は流域4省の水資源保護と水汚染防治に関する事業状況について広範囲にわたり調査研究を行い、水質、汚染源などの資料を収集して、それを1978年1月に、治淮委員会により初めて「淮河流域汚染概況」としてとりまとめた。これを基に同年4月に、治淮委員会が蚌埠に流域4省の環境保護および水利部門の幹部と國務院の農業および工業交通関係部門の環境保護弁公室と重点企業代表ら100名近くを集めて淮河流域水資源保護工作会議を開催した。そこでは、淮河流域の水汚染状況について分析を行い、モニタリングステーションネットワーク計画と治理計画の要綱が採択された。

その後、治淮委員会水資源保護弁公室は流域各省水文センターと1978年から1980年にかけて、淮河流域で初めての水質モニタリングネットワーク計画を策定した。同計画によって、サンプリングの場所、サンプリングの頻度、モニタ

リング対象となる水質項目や水生生物、水質分析方法などが定められた。このとき、水質分析方法は中国医学科学院衛生研究所の方法を採用したとされる。また、水質モニタリングに関しても水利行政部門と環境行政部門の分業関係についても定められ、水利行政部門は河川の水質を、環境行政部門は鉱工業企業からの排污水と都市河川断面の水質を対象とすることになった。その後、1983年には国から地表水環境質基準が發布され、分析方法が全国で統一された。水質モニタリングについてもその翌年、水利部によって全国計画が策定され、モニタリング項目や頻度なども統一されることになった^(注18)。

水質モニタリングネットワークの整備とともに、河川の水質状況に関する系統的な調査および評価事業が展開されるようになった。1980年には、治淮委員会は流域4省の環境保護庁および水利庁とともに、淮河流域の都市汚染水の排出状況に関する初めて系統的な統計調査を行い、その結果を「淮河流域地表水水質調査評価報告」としてとりまとめた^(注19)。その後、1983年には奎河の水汚染状況について、1984年には本流の淮南から蚌埠までの汚染とその治理状況について調査研究が行われ、国に対策を求める報告がなされている^(注20)。1985年には、水資源保護弁公室は、流域4省にて重点汚染源の調査を行い、翌年に河南省開封市にて淮河流域水資源保護工作經驗交流会を開催した。これら一連の調査研究により、淮河流域における深刻な水汚染の状況が明らかになってきた。また、1984～1988年には、水利電力部と城郷建設環境保護部による「淮河流域水資源保護と環境影響評価に関する通知」を基に、治淮委員会は流域4省の水利および環境保護部門を組織して、「淮河流

域水資源保護規劃」を策定した^(注21)。

このように、淮河流域において水資源保護行政の整備が行われた背景には、流域における水汚染の深刻化とそれに伴う汚染事故の頻発があった。淮河本流では1979年から1992年までの間に160回以上発生しており、そのうち、比較的大規模な汚染事故が6回、飲用水危機や人畜中毒を伴う汚染事故が30回、死魚事件が63回、農作物全滅被害が42回、油による汚染で水面が着火する事件が11回、その他14回であるという。1978年から1979年の春にかけて本流の大干ばつ期に、蚌埠の水門を247日間連続閉めていた間に汚水が蓄積され、40キロメートルにわたり河川が黒濁化して異臭を放ち、水道水の供給が42日間停止した。水質検査によると、揮発フェノール、シアン化物、亜硝酸塩、水銀、アンモニア窒素などが高濃度で検出された。水道水を飲用した住民にはめまい、下痢、腹部膨脹、唇や舌のしびれなどの症状が現れたという^(注22)。

また、1978年から長江の豊富な水を北方地域に導水するために計画された大規模な水利事業である「南水北調」のフィージビリティ・スタディとして、淮河流域の水汚染状況に関する調査研究が行われるようになった。1978年には水利電力部環境保護弁公室が南水北調東線の水汚染調査を組織した際に、治淮委員会水資源保護弁公室はスタッフを派遣した。1983年11月、水利電力部と城郷建設環境保護部の要求に従い、治淮委員会は江蘇、山東、安徽省の環境保護および水利部門とともに、南水北調東線プロジェクトの水資源保護状況について40日間かけて調査を行い、「南水北調東線一期工程水資源保護調査報告」をとりまとめた。1986年12月に、水資源保護弁公室は蚌埠にて「南水北調東線一期

工程水資源保護工作大綱および水資源保護領導機構座談会」を開催し、江蘇、山東、安徽省環境保護および水利部門、河南省水利庁、交通部および江蘇、山東両省交通部の代表が参加した。ここで、第7次5カ年計画の重点プロジェクトである南水北調プロジェクトについて水質問題がきわめて重要であるという認識の下、淮河流域の水汚染対策について討論が行われた。この座談会での討論をふまえて、翌1987年に大綱がまとめられ、同年に、「南水北調東線一期工程水資源保護措置方案」の初稿が完成し、その後、「方案」は「淮河流域水資源保護規劃」に組み込まれた^(注23)。

組織編制上の新たな展開としては、1983年5月から、城郷建設環境保護部と水利電力部が、長江、黄河、淮河、海河、珠江の各流域水資源保護機構について、水利電力部を中心とする二重指導を行うことを決定したことが特筆される^(注24)。

両部の決定によると、「各流域水源保護局（弁公室）に関する機構の設置、編制、事業任務、資金源、人事異動・任免等についての隸属関係に変更はない。水に関する環境保護事業は両部の指導を受ける。城郷建設環境保護部は資金、設備等について適宜支持を行う」とされている。そして、流域水源保護局（弁公室）の主要任務として、①国家環境保護の方針、政策および法規の執行を貫徹し、城郷建設環境保護部による水系本流の水環境保護法規・条例の起草に協力すること、②水系本流にかかる省、市、自治区の環境保護部門は水系本流の水環境保護長期計画および年度計画の制定を先頭にたって組織し、城郷建設環境保護部と水利電力部に報告して承認を得たうえで実施すること、③水系本流沿岸

における工業交通等のプロジェクトおよび大中型水利プロジェクトの補修・建設による水系環境への影響評価報告書について環境保護主管部門による審査・承認に協力し、新設・技術改造プロジェクトの水環境保護に対する「三同時」の執行状況について各級環境保護主管部門の監督検査に協力すること、④各級環境保護部門とともに、不合理な水辺の利用、有毒有害物質の垂れ流し、水中へ投棄した廃棄物が引き起こす汚染と生態破壊について監督を行うこと、⑤水環境質、環境容量、浄化メカニズム、水利開発やプロジェクト建設による環境影響評価など、水系水環境保護に関する科学研究を行うこと、があげられた^(注25)。

また、1987年に、水利電力部と国家環境保護局は合同で、流域水資源保護事業会議を開催し、同年10月に両部局は流域水資源保護機構に対する二重指導体制を強化すべく、改めて主要流域機構および地方関係部門に下記のような「意見」を下達した。すなわち、①各級水利・環境保護部門は両部による「流域水資源保護機構に対して二重指導を実行することに関する決定」(1983年5月)をさらに真摯に学習し、同決定の規定に基づき総括と検査を行い、実施を貫徹するための具体的な措置を制定すること、②主管部門は今後、水環境に関する会議や水環境基準あるいは規定・規範の制定について、流域水資源保護局(弁公室)に参加を求める通知を出すこと、流域および各省水利・環境保護部門の関係文件を相互に主体的に転送すること、流域内の重大な水汚染事故について適時に流域水資源保護局(弁公室)に通報すること、河川の重大な調度行動が水環境に関係するときには関係する環境保護部門に通報すること、③関係部門が

水系本流沿岸で補修・建設する大中型建設プロジェクトの環境影響報告書を審査する際に、流域水資源保護局(弁公室)に参加を求めなければならないこと、④水利電力部と国家環境保護局主管モニタリング部門は統一のモニタリング方法と技術の要請に従い、流域ごとにモニタリングの分業関係を調整すること、流域水資源保護局(弁公室)と各省(自治区、直轄市)水利・環境保護部門が水資源保護計画に関する資料の整理・編集を行う際には、水質および関係する水文資料を無料で相互に提供しなければならないこと、⑤各流域水資源保護局(弁公室)が二重指導を実行してのち、機構設置、編制、任務、資金源、人事異動・任免などについて元の隸属関係は変わらず、各流域機構は水資源保護局(弁公室)に対する指導を強化し、事業・事務上の支持を行うこと、同時に、水利電力部は業務・プロジェクトごとに経費補助を行い、国家環境保護局についても資金および設備について引き続き支持すること、などが求められた^(注26)。

このほか、機構組織上の展開としては、1983年、淮河水源保護弁公室(翌年3月からは「淮河水資源保護弁公室」)の下に、管理チーム、計画チーム、モニタリングセンターが設置されたこと、翌年(1984年)に計画チームは南水北調プロジェクトチームに改組されたこと、1987年には、モニタリングセンターは、淮河水資源保護科学研究所としての機能も有するようになった^(注27)ことなどをあげることができる。モニタリングセンターには、分析室、儀器室、生物室、条件保障室(以上、室名はいずれも原語のまま)が設けられ、1984年からは淮清号という水質観測船を使って、おもに淮河本流と南水北調本線の水質モニタリング調査を行うようになった。

またモニタリングセンターのもうひとつの機能としての研究所には、環境影響評価室が新たに設けられ、おもに水源保護科学研究と環境影響評価を担った。研究所は国家環境保護局が発行する環境影響評価甲級証書および安徽省建設庁が発行する水処理設計丙級証書を取得している。なお、モニタリングセンターは1983年の設立当初は水源保護弁公室に属していたが、1987年には治淮委員会直属となった^(注28)。

4. 流域水環境保全機構の発展と汚染事故に対する協調体制の模索

淮河流域の水汚染の深刻化とその解決の困難さに鑑み、水污染防治事業の指導と調整を強化するため、国務院環境保護委員会と水利電力部の提案を経て、河南、安徽、江蘇、山東省人民政府は1987年12月に連名で、国務院環境保護委員会に淮河流域水資源保護領導小組の成立を文書で求め、1988年1月に、国務院環境保護委員会の同意を得て正式に成立した。

領導小組のおもな任務としては、国家水資源保護の方針、政策の貫徹、流域水資源保護計画の制定の組織、重点汚染源の治理の調整と監督、地域ごとの総合污染防治戦略・措置と長期計画の研究、省を跨ぐ流域の水污染防治事業において重大な問題の調整・解決、南水北調東線第一期工程の水資源保護事業の組織・調整などがあげられ、それら事業について国務院環境保護委員会に報告することが求められた。領導小組は4省人民政府と関係庁局、国家環境保護局、水利電力部、治淮委員会の幹部から構成された。領導小組に秘書長（事務局長）を1名置き、日常業務の処理を担当するとともに、弁公室を淮河水資源保護弁公室に置いた。また領導小組弁公

室が各省と連携をとりやすいように、4省水利および環境保護部門から各1名、実務経験のある幹部をメンバーとして派遣させた^(注29)。

1988年5月、淮河流域水資源保護領導小組は安徽省屯溪にて設立大会を兼ねた第1回会議を開催した。そこで、16名のメンバーを確定するとともに、全員一致で安徽省副省長を初代組長、河南省副省長、江蘇省副省長、山東省政府顧問を副組長、治淮委員会副主任を秘書長として選任した。また、各期の組長は4省副省長が交代で担い、その他3省の副省長が副組長となることを確認した。第1回会議において、以下のような事業に重点的に取り組むことがあげられた。すなわち、①環境保護法（1979年試行）、水污染防治法（1984年制定）、水法（1988年制定）など水資源保護に関する法律法規および政策の普及と徹底、②淮河流域水資源保護規劃の制定、③汚染源対策の強化、④水資源保護に関する資金調達、⑤流域における用水、排水、河川、湖沼、ダムの水質管理の強化、などである^(注30)。

1989年4月には、国家環境保護局と淮河流域水資源保護領導小組秘書長の提案に基づき、第3回全国環境保護会議への出席に合わせて、淮河流域4省副省長、環境保護局（庁）および領導小組のメンバーの一部が、北京にて淮河流域水資源保護領導小組打ち合わせ会議を開催した。そこでは、淮河流域の水汚染の緊迫した状況についての認識を深めるとともに、当面取り組むべき重点事業として、①水污染防治实施方案の提示、②淮河流域水資源保護条例の制定、③多消費、非効率、重汚染企業の整理整顿と重点汚染源期限治理の实施方案の提示、④突発的な水汚染事故発生の防止、⑤水質モニタリングの強化と淮河流域水汚染連合防止警報の研究、など

があげられた^(注31)。

1989年12月、淮河流域水資源保護領導小組は河南省洛陽市にて第2回会議を開いた。会議では、淮河流域の水資源は不足し、水汚染が深刻で、中小企業が多く、重汚染型の企業が多く、汚染防止処理の難度が高く、治理水準が低く、進展が遅く、水汚染事故が経常的に発生しており、水汚染が人々の生活と健康にも影響を与えているなど、水汚染の深刻な状況についての認識が示された。そして、当面取り組むべき事業として、①水汚染防止処理の重要性、切迫性に関する認識を深めるための宣伝教育、②法による汚染防止処理と管理の強化、③多方面からの資金調達と治理投資の実行、などがあげられた^(注32)。

第2回会議をふまえて1990年2月に、淮河流域水資源保護領導小組は淮河流域第1期期限治理プロジェクトを公布した。対象プロジェクトは64項目にのぼり、そのうち工業汚染治理プロジェクトが54項目、都市地域綜合治理プロジェクトが10項目であり、工業汚染治理プロジェクトは1992年までに、都市地域綜合治理プロジェクトは1993年までに完了することが求められた^(注33)。

また、1990年2月に水利部治淮委員会は水利部淮河水利委員会に改編され、淮河流域における水行政管理に関する綜合職能を担うこととなった。また翌年6月には、淮河水資源保護弁公室が副局級機構に昇格し、淮河流域水資源保護局に改組され、淮河流域水質モニタリングセンターおよび淮河水資源保護科学研究所は淮河流域水資源保護局に統合された(表1)^(注34)。

こうした流域水資源保護機構の強化とともに、大規模な水汚染事故に流域の関係組織が協調し

て取り組む体制の整備も行われた。

1989年2～3月にかけて、淮河流域最大の支流である沙潁河から、汚染の深刻な污水団が本流に流出し、大規模な突発的な汚染事故が発生した。淮南、蚌埠などの淮河沿岸都市における上水道源が汚染され、飲用水も工業用水も利用できなくなり、魚類が大量に死亡して、その影響は本流の下流に位置する洪沢湖に至る約300キロメートルに及んだ^(注35)。

この汚染事故を受けて、1990年3月に、淮河流域水資源保護領導小組弁公室は、河南、安徽両省の水利および環境保護部門と合同で沙潁河の汚染源の分布、水文、水質、水門工程などに関する現地調査を行った。そして淮河流域水資源保護領導小組第2回会議を経て、同年6月に、国家環境保護局、水利部、河南、安徽、江蘇、山東省人民政府は連名で、「淮河流域における突発的な汚染事故を防止することに関する決定(試行)」を發布し、流域4省に対して、渇水期の汚染源抑制方案を制定することにより、水門汚染防止調度を行い、河川における汚水の蓄積と污水団の流出を厳格に防止すること、また応急措置方案を制定し、河川における突発的な損害を減少させ、給水安全を保障すること、河川における突発的な汚染を防止するためのモニタリングおよび情報の適時通報をしっかりと行い、事前に措置をとり、水汚染の危害を軽減することなどを求めた。そして同年10月に第1回汚染連合防止工作会議を開き、同会議において、「沙潁河汚染連合防止工作意見」が採択され、毎年11月から翌3月までを連合防止期間とすることが定められた。

また、淮河流域水資源保護領導小組は、1990年2月19日に、「淮河流域水資源保護情報資料

表1 淮河流域水資源保護機構の変遷

年月	機構の変遷
1971年10月	国務院に治淮規劃小組弁公室が設置
1975年6月	治淮規劃小組弁公室が淮河水資源保護弁事機構として水利電力部より認可
1977年5月	水利電力部治淮委員会が成立 水利電力部治淮委員会に水資源保護弁公室を設置
1983年5月	城郷建設環境保護部と水利電力部による流域水資源保護機構に対する二重指導を決定 水資源保護弁公室が淮河水源保護弁公室に改組
1983年	淮河水源保護弁公室にモニタリングセンターを設置
1984年3月	淮河水源保護弁公室を淮河水資源保護弁公室に改称
1987年	モニタリングセンターが治淮委員会直属の淮河水資源保護科学研究所に改編
1988年1月	淮河流域水資源保護領導小組が成立 事務局を淮河水資源保護弁公室に置く
1988年5月	領導小組第1回会議にて16名の構成員を確定 安徽省副省長を組長、河南省、江蘇省、山東省副省長を副組長とする 以降、各省が交代で正副組長とすることを決定
1990年2月	水利部治淮委員会が水利部淮河水利委員会に改編
1990年6月	淮河水資源保護弁公室が淮河流域水資源保護局として副局級機構に昇格
1994年8月	淮河流域水資源保護領導小組が改組 国家環境保護局長と水利部副部長を組長とする新体制が成立
1995年8月	淮河流域水污染防治暫定条例が発布・施行 淮河流域水資源保護領導小組と淮河流域水資源保護局の職責が規定

(出所) 関係資料(本文注記参照)を基に筆者作成。

伝達暫定弁法」を4省人民政府および4省環境保護・水利局(庁)に通達し、水汚染事故を含む淮河流域の水汚染状況、対策状況、関連する地方立法等の情報を領導小組弁公室に適時に報告・集約させることを求めた。省を跨ぐ水汚染事故に関する動態モニタリング情報については、

24時間以内に上級主管部門と領導小組弁公室に報告すると同時に、影響が及ぶ可能性のある地域の環境・水利行政部門に通知するよう求めた^(注36)。

こうして、流域水資源保護機構と上下流の省政府が協力して大規模な流域水汚染事故を防ぐ

取り組みが正式に始動することとなった。

Ⅲ 流域水環境保全体制の強化 (1993～1996年)

1. 流域水汚染問題の政治化

先述したように、淮河流域では1970年代から水質が悪化し、水汚染事故もしばしば発生していた。淮河水利委員会の張菊生副主任が1994年5月24日に行った「淮河水資源保護事業に関する報告」によると、不完全な統計ではあることを断りつつ、1992年までに比較的大きな水汚染事故が160回余り発生したと述べている^(注37)。しかし、それへの対応は、1990年代初めまでは、ローカルな事故として行政過程を通じたものにとどまり、政治・社会的な事件として国内外に広く知られることはなかった^(注38)。共産党の一元支配体制を堅持する立場から社会秩序の安定を重視する党・中央の情報・報道統制のなかで、淮河流域の水汚染問題に限らず、とりわけ健康被害を伴う深刻で大規模な汚染被害については、厳しい情報管理の下にあった[大塚2002]。

この状況が一変するのは1993年以降である。中国では環境政策において法・行政制度の整備が進むにつれ、法の執行問題が焦点となり、1993年から国務院、全国人民代表大会、マスメディアの協調による地方環境政策の実施状況に対する監督検査活動が展開された。その一環として1993年から開始されたマスメディアによる環境保護キャンペーン（「中華環境保護世紀行」）のなかで中央電視台（CCTV）が、同年10月に淮河流域の2つの支流における深刻な水汚染状況と健康被害の実態を公開報道したことによって、淮河流域の水汚染問題は、李鵬総理をはじ

めとする中央の指導層が重視するところとなった。さらに翌年7～8月に、流域規模の水汚染事故が発生した。この事故についての公開報道が、淮河流域の水汚染問題の政治化に拍車をかけた^(注39)。よって1993年以降の淮河流域の水環境行政は、行政組織の発展過程だけではなく、環境政策過程のなかでみていく必要がある。

1993年以降の淮河流域における水環境保全に関する政策展開のなかで重要な局面は以下の2つにまとめられる。

第1に、中央指導層による指示を受けて、国務院環境保護委員会が現地にて視察と会議を開催し、淮河の水質改善目標の設定とその達成に向けた具体的な措置を定めたことである。

1994年5月に、国務院環境保護委員会の宋健主任と全国人民代表大会環境・資源保護委員会の楊振懷副主任が率いる環境保護法執行検査団が、淮河本中流および支流の一部（沙澗河と泉河）の水汚染状況と、一部都市における重点汚染企業の汚染対策状況について実地検査を行い、その後、国務院環境保護委員会は淮河水利委員会の所在地である安徽省蚌埠市にて淮河流域環境保護法執行検査現場会議を開催した^(注40)。同会議には、4省副省長のほか、国務院関係部門や全国人民代表大会環境・資源保護委員会の幹部も参加した^(注41)。同会議では、ここ10年近くの間、小規模で、排水量が大きく、汚染の影響の深刻な製紙、皮革、化学工業等の発展や都市污水处理施設の欠如によって、流域の水汚染状況が日増しに深刻になっており、水源の汚染、がんの多発（発症率が全国平均より10倍高い）、汚染事故の頻発、紛争の多発、住民からの強い解決要求等の現状報告がなされた。これを受けて、流域4省と関係部門による措置にもかかわ

らず、その効果があがっていないとの認識に立ち、20世紀末までに淮河の水質改善を実現するという目標を掲げ、9項目の意見について合意が得られた^(注42)。そのなかで、工業汚染源対策の強化、都市污水处理場建設の促進、汚染嚴重地域における飲用水問題の解決といった直接的な対策措置だけではなく、流域水污染防治総合計画の策定、流域水污染防治条例の起草、流域水資源保護領導小組とその事務機構の充実・強化、資金調達ルートが多様化等、一連の制度改革の必要性も指摘された。

この会議の初日に淮河水利委員会の張副主任は「淮河水資源保護事業に関する報告」を行っている^(注43)。ここで、張副主任は、冒頭で「今回の会議が、宋健國務委員自らの主催で行われたことは、党中央、國務院、全国人民代表大会の淮河流域住民に対する配慮と水汚染問題への重視を十分に表したものである」と、その意義を強調している。また、張副主任は、流域概況、水汚染の深刻な情勢、淮河流域水資源保護事業の状況について報告をしたうえで、「存在する問題」として、①資金投資が不十分であること、②省と省の間での水汚染事故や紛争が頻発していること、③淮河流域水資源保護領導小組も二重指導体制下にある水資源保護局も法的地位がなく、さらに事業経費が不足し、管理手法が遅れており、任務に困難を来していることを訴えている。

第2に、1994年7～8月にかけて発生した水汚染事故への緊急対応とその後の水汚染対策の強化が迫られたことである。

この水汚染事故は、淮河上中流域の河南省東部と安徽省北部では干ばつが続いていたところに突然の暴雨に見舞われ、河南省淮河流域の

沙潁河において流量が急増したのを受けて、洪水防止のために13～14日にかけて潁河本流の水門を次々と開けたことがきっかけとなった。その際に、渇水期に上流域に蓄積されていた大量の汚水が一挙に下流に流され、淮河本流に70キロメートルにわたり汚水が帯状に流出し、150万人にのぼる流域住民の生活飲用水が確保できなくなった。とりわけ、下流で大量の汚水が流入した洪沢湖を抱える淮陰市では、住民22万人が1カ月余りにわたって解放軍の給水車に生活飲用水を頼らざるを得なくなり、そのうち3万5000人に腸疾患の症状がみられるなどの健康被害がみられた。また、流域3省（河南、安徽、江蘇）に漁業被害や工場取水停止などにより大きな経済的損失をもたらした。国家環境保護局と水利部による事故調査組によると直接的経済損失額は約2億元にのぼったという^(注44)。

この事故を受けて、淮河水利委員会は、7月22日付文書にて、水利部に対して、「淮河本流における突発的汚染発生に関する情況報告」を提出している^(注45)。このなかで、水利部と国家環境保護局に対して汚染状況を報告したほか、江蘇省に対して状況を通報したこと、水資源保護局の局長級幹部が蚌埠にて陸水両路から汚水団の動態観察と水質観測を行ったこと、安徽省に対して放水流量の調整を行うよう提案したことを明らかにしている。

しかしながら、1989年の事故を受けて整備された洪水・汚染防止の連絡連携体制によって、今回の事故が防止できなかったことは、それが十分に機能しないことを露呈してしまった。これに対して、淮河水利委員会による「情況報告」では、汚染事故の再発を防ぐために、①これまで何度か突発的汚染事故の発生源となって

いる沙潁河流域における工業汚染源対策を徹底すること、とくに5月に開催された現場会議で確定した1994年末までに191企業の閉鎖、生産停止、生産転換等の措置を徹底させること、②水質と水量について流域機構と水利部門による統一管理と調整が必要であること、③渇水期から洪水期へ急転するなかで汚染事故を防止するために、汚染源排出管理を強化するとともに、干ばつ、洪水、汚染の防止を共に行う必要があり、水利施設の運用にあたっては汚染危害が最低限度になるよう注意すること、などの問題提起を行っている^(注46)。

また8月11日には、李鵬総理と宋健國務委員がそれぞれ淮河流域の水污染防治事業についての指示を出している。李総理は、第1に、淮河流域の水污染防治事業を加速し、目標は2000年ではなく、1997年末にすべきこと、第2に、環境保護法執行を強化すること、第3に、淮河流域水資源保護領導小組を拡充・強化することなどとした。また宋國務委員は、国家環境保護局の解振華局長と水利部の周文智副部長が淮河流域水資源保護領導小組の組長を担当し、国家環境保護局は水利部と協議のうえ新たな名簿を作成し、8月下旬に新小組の会議を開催すること、また淮河流域水污染防治条例の起草を急ぐことなどを指示した。淮河流域水資源保護領導小組の新たな構成員の名簿については29日に明らかにされている^(注47)。

8月30日には、國務院弁公庁は、「淮河流域における重大水汚染事故の再発防止に関する緊急通知」を、流域4省、財政部、水利部、国家環境保護局と國務院環境保護委員会に出しており、そのなかで、被災地域の救済、工業汚染源の排水管理の強化、流域主要水門の統一調度に

関する措置の実行と徹底に加えて、淮河流域の水污染防治事業について國務院環境保護委員会と淮河流域水資源保護領導小組が定期的に督促・検査を行うよう求めた^(注48)。

そして、8月31日に、國務院環境保護委員会は、宋健主任の主催による淮河流域水污染防治工作会議を開催し、李総理の指示に改めて言及したうえで、当会議における新たな合意事項として、①1995年末までに汚染が深刻で処理の望みのない企業をすべて閉鎖・生産停止・生産転換すること、②淮河水利委員会が國務院の授權により流域水汚染事故の連合防止制度を確立し、淮河流域水資源保護領導小組の承認を経て実施し、水門操作等について統一して指揮を行うこと、1997年末までにすべての工業汚染源について排水基準を達成することなどを提示した^(注49)。

一連の政策過程において、流域4省も対応を迫られた。まず、流域の水污染防治に関する地方立法の動きとして、1993年9月14日に、安徽省人民代表大會第8期常務委員会第5回会議にて、水污染防治法（1984年制定）とその実施細則を根拠とした安徽省淮河水污染防治条例が採択された^(注50)。淮河流域の水資源保護に関する立法措置を求める声は、領導小組設立当時からあったが^(注51)、これが初めての立法措置となった。ただ、地方の単独立法であることから、省を跨ぐ水汚染問題に対してはおのずと限界があったと考えられる。

さらに、各省では工業汚染源対策を中心とする取り組みが行われ、とりわけ1994年の流域規模の水汚染事故以降、小規模工業汚染源の閉鎖や生産停止等の措置が強化された。たとえば、8月31日会議での報告によると、山東省では1994年末までに44カ所の製紙工場の閉鎖・生産

停止処分を行うとともに、5カ所の製紙工場について排水基準を達成させたという^(注52)。

2. 流域水環境保全体制の強化

以上のように、淮河流域の水汚染問題が政治化するなかで、流域水環境保全体制が強化されることになった。以下では、水資源保護領導小組の改組、水污染防治暫定条例の制定、ならびに水污染防治計画の策定についてそれぞれの内容を検討する。

(1) 淮河流域水資源保護領導小組の改組

表2は、領導小組の改組前後の構成員を示したものである。1994年8月の改組によって、国家環境保護局局長と水利部副部長が組長、各省副省長が副組長となり、国家計画委員会副主任、国家経済貿易委員会副主任、財政部副部長、農業部副部長、建設部副部長、化学工業部副部長、中国人民銀行副行長、轻工總會副会長、国家開發銀行副部長級幹部、国家環境保護局副局長、水利部水資源司司長、淮河水利委員会副主任が組員として任命された。このうち、地方4省と国家開發銀行、淮河水利委員会を除き、すべて当時の國務院環境保護委員会の構成員である。それまで領導小組は、流域4省副省長が持ち回りで組長・副組長を務める4省間の協議機関にすぎなかったが、この改組によって、新たに中央經濟關係部門および政策金融機関が構成員として参加するとともに、中央の環境・水利行政主管部門が指揮を採る体制となった。こうして、中央のリーダーシップの下で、中央・地方の關係機関が協議・協力を行う体制への轉換が行われたのである。

1995年3月30～31日に北京にて開かれた第4回會議が、領導小組が改組されてから初めての

會合となった。この會議では、1995年の事業として、4省政府における閉鎖・生産停止・合併・生産轉換あるいは生産制限等による汚染対策をとる企業の名簿を提示して、各企業に対する排出規制の内容とCOD（化学的酸素要求量）を指標とした汚染物質の削減量を付し、対策を求めた。これにより、流域全体の汚染物質排出量の42.15パーセント削減が見込まれた。

また、1994年以来、小雨干ばつが続いている一方で、前年までに削減できた汚染物質排出量は流域全体の総排出量の4パーセントに満たないことから、いつでも前年7月に起きたような事故が起きる危険性がきわめて高いとの認識が示されていたが、案の定、1995年7月に再び淮河本流にて前年同様の汚染事故の発生を防ぐことができなかった。事故の状況分析報告によると、この事故で、淮南市、蚌埠市、淮陰市の經濟損失額は、浄水場や工場等に対する直接影響額だけで7200万元、また食品、飲料、人体健康被害に関する被害額は蚌埠市だけで1.2億元にのぼったという。その根本的な要因は、河川水質汚染が依然として深刻なことであり、とりわけ沙潁河への汚水・廃水の流入量が最大であることが改めて指摘されている^(注53)。

(2) 淮河流域水污染防治暫定条例の制定

1995年8月8日に、淮河流域水污染防治暫定条例が發布・施行された^(注54)。これは中国で初めて流域を単位とした水汚染対策に関する國務院による立法措置となった。この条例では、前年7月の水汚染事故を受けて、中央指導層から出された指示と國務院環境保護委員会が主催した淮河流域水污染防治工作會議において提起された水質改善目標——1997年に全流域における工業汚染源の排水基準達成を実現し、2000年に

表2 淮河流域水資源保護領導小組の構成

時期	1987年12月17日成立(1988年5月第1回会議)	1994年8月29日改組
組長	河南省副省長 安徽省副省長 江蘇省副省長	国家環境保護局局長* 水利部副部長*
副組長	山東省人民政府顧問	江蘇省副省長 安徽省副省長 山東省副省長 河南省副省長
組員	国家環境保護局副局長 水利電力部副部長 河南省環境保護局副局長・水利庁副庁長 安徽省建設長副庁長・水利庁 江蘇省環境保護局副局長・水利庁副庁長 山東省環境保護局副局長・水利庁副庁長 水電部淮河水利委員会副主任	国家計画委員会副主任* 国家經濟貿易委員会副主任* 財政部副部長* 農業部副部長(*) 建設部副部長* 化学工業部副部長* 中国人民銀行副庁長* 輕工總會副會長* 国家開發銀行領導成員(副部長級) 国家環境保護局副局長 水利部水政水資源司司長 淮河水利委員会副主任

(出所)『治淮匯刊』1988年版372~378ページ, 1995年版144, 448ページ。

(注) *は1995年の國務院環境保護委員會メンバー(『中国環境年鑑』1996年版99ページ)。ただし農業部は部長がメンバー。1987年成立の小組では安徽省水利庁の役職は明記がない。

流域の各主要河川・湖沼・ダムの水質を改善する——が書き込まれた(第3条)。そして、国は流域において水汚染物質排出総量抑制制度を実施すること(第9条)、流域総量抑制計画を策定し(第10条)、地方各級政府はそれを国民經濟・社会發展計画に組み入れること(第11条)などを定めた。また、工業汚染源に対する規制措置として、1998年1月1日より、すべての工業企業に対して淮河流域への排出基準を上回る水汚染物質の排出を禁止すること(第18条)、化学パルプを使用する製紙企業の新設や化学工業、皮革、染色、メッキ、醸造など汚染の甚だしい小型企業の新設を禁止すること(第22条)などを定めた。この条例は、水汚染防治法では規定されていない総量抑制や排出許可証制度が導入されるなど、先駆的な内容をもったものとなった^(注55)。

また、第4条では、淮河流域水資源保護領導小組について規定が設けられ、領導小組は、淮河流域の水資源保護と水汚染防治に関する重大な問題について調整・解決し、淮河流域水汚染防治事業に対して監督・検査を行うこととともに、國務院が授権したその他の職権を行使すること、その弁公室(事務機構)は淮河流域水資源保護局に置くことが明記された。領導小組は、流域水汚染防治計画の認可(「批准」)(第10条)、期限付き治理の対象となる重点汚染排出事業所名簿の審査(第17条)、禁止・規制の対象となる産業・製品名簿の審査(第22条)、上下流の水質に配慮した洪水防止・干ばつ対策の要となる水門の確定(第25条)、省間水汚染紛争の調整処理(第28条)を行うこと、またその事務局である水資源保護局については、渇水期の水汚染連合防治事業に関する水質モニタリング等の共

同実施（第26条）、省間水汚染紛争に関する調査、モニタリング、解決方策の提示（第28条）、淮河流域水污染防治事業に対する合同検査の組織（第29条）などを行うことが明記された。

淮河流域水污染防治暫定条例の発布・施行を受けて、國務院環境保護委員会は、9月11～13日に、江蘇省連雲港市において、第2回淮河流域環境保護法執行検査現場会議を開催した。この会議では、宋健國務委員をはじめ、國務院秘書長、水利部正・副部長、国家環境保護局局長らが講話を行うとともに、淮河水利委員会と流域4省が水汚染対策の取り組み状況に関して報告を行った。このなかで、国家環境保護局局長の解振華は、この会議は、「実質的に淮河流域水污染防治暫定条例を実施貫徹し、國務院指導者らの指示を実行に移し、淮河流域水汚染に対する総攻撃のための統一思想と行動を発起する動員大会である」とその意義を強調している。この会議では、条例の執行を徹底するよう認識の共有を図ったことのほか、淮河流域水污染防治計画の審議を行った。さらに、同会議を経て、産業構造調整のために、年産5000トン以下の製紙工場における化学パルプ製造設備を、1996年6月30日までにすべて閉鎖または生産停止することが決定された^(注56)。

(3) 淮河流域水污染防治規劃および第9次5カ年計画の策定

1994年5月に開かれた第1回淮河流域環境保護法執行検査現場会議にて提起された流域水污染防治計画は、1995年12月27日に國務院環境保護委員会（第3期）第7回会議にて採択され、翌1996年6月29日に、「淮河流域水污染防治規劃および第9次5カ年計画」として國務院の承認を得た^(注57)。

計画の原則として、①淮河の水質を浄化することを基点とする、②「閉鎖、生産停止、生産禁止、生産改造、生産転換」を徹底する、③農業の健全な安定的発展を保障し、汚染事故を厳格に防止する、④汚染処理施設の能力建設を強化し、優先順位を確定する、⑤科学技術の進歩に依拠し、法制管理と科学管理を強化することを掲げた。

また計画目標となる指標として、①河川断面の水質（飲用水、農業、工業など機能別要求水準）、②水汚染物質の国家排出基準、③主要排出口の最大許容汚染物質排出量、④各省市県における汚染物質排出量の最低削減量（1995年10パーセント削減、1996年15パーセント削減、1997年にすべての工業汚染源の排出基準を達成）、⑤遅れた工業設備の淘汰（年産5000トン以下の製紙工場の化学パルプ製造設備、年産10万枚以下の皮革工場は1996年6月30日までに淘汰）、が明記された。そのうえで、1997年の全流域の最大許容排出総量をCODで89.02万トンとして、基準年である1993年の150.14万トンから61.12万トン、比率にして40.7パーセント削減することを求めた。そして全体の最大許容排出量を各省、市・県、城鎮まで割り当て、各級地方政府に削減実現に向けた取り組みを求めた。

さらに、4省から挙げられた工業汚染源対策、都市污水処理工場の建設、環境保全型農業の推進等を中心とする汚染対策プロジェクトから303項目、金額にして166億元相当が計画事業として選ばれた^(注58)。ただし、このうち国家補助は13億元にすぎず、全体の93パーセントに相当する残り153億元は4省が調達・負担するとされた。

この計画策定にあたっては、淮河流域水資源

保護領導小組の枠組みとは若干異なっていることに留意が必要である。1995年3月28日に開かれた淮河流域水污染防治計画工作会議において、国家環境保護局副局長を組長として、国家計画委員会国土地理司副司長、水利部水政司副司長、国家環境保護局汚染抑制司副司長を副組長とする「編制工作領導小組」が組織され、正副組長級の上記部門のほか、国家経済貿易委員会、建設部、農業部、化学工業部、軽工総会、国家教育委員会、江蘇省、安徽省、河南省、山東省が参加し、領導小組の弁公室は淮河水利委員会ではなく、国家環境保護局汚染抑制司に置かれたのである^(注59)。

また、流域水資源保護機構である淮河水利委員会水資源保護局が、計画編制の初期段階において中国環境科学研究院と共同で方案編制討論会を開催した際に、淮河水利委員会が述べた意見に対する対応が注目される。その意見とは、水利部と淮河水利委員会が、流域機構の役割を強化し、淮河水利委員会水資源保護局を情報、モニタリング、水量調度のセンターとすべきと提言したものである。それに対して、國務院は、すでに淮河流域水污染防治暫定条例に、領導小組とその弁公室である淮河水利委員会水資源保護局の職責に明確な規定があることから、計画へは意見を反映させる文言は追加されなかったとされている^(注60)。

国家環境保護局主導の計画編制過程において、淮河水利委員会が流域管理機構としての役割強化を求め、またそれが受け入れられなかったことは、流域水污染防治計画と流域水環境行政の間に「ずれ」が生じていたことがうかがえる。この構図はその後、淮河流域における水汚染対策の評価をめぐる論争につながるものと考

えられる^(注61)。

おわりに

本稿では淮河流域における水環境行政の組織体制について、現地公刊資料を基にして、流域水環境行政が開始された1970年代から流域水汚染対策が強化される1996年までの変遷を明らかにすることができた。

1970年代に流域の水汚染問題が深刻化するなかで、流域管理機構において水環境行政が開始され、組織・制度の形成がなされ、1992年までに基本的な枠組みができていた。しかしながら、流域の水汚染状況を改善させることはできず、1993年から開始された政府、人民代表大会、マスメディアの協調による地方環境政策の実施状況に対する上から下への監督検査活動が展開するなか、健康被害を含む深刻な汚染実態がテレビ等を通じて国内外に暴露され、また上流から下流に至るまで大規模な水汚染事故が発生したことで、中央政府の重視を得て、流域水汚染対策が環境政策として強化されることになった。その過程で1992年までに形成された流域水環境行政の体制は、国家環境保護局と水利部による二重指導体制の下で中央関係部門と地方4省が協議を行う領導小組として発展し、また淮河流域水污染防治暫定条例において法的根拠を得た。これが中国において初めての國務院による流域水汚染対策の立法措置となった。また、国家環境保護局が中心となって流域水汚染対策に関する5カ年計画が策定され、流域水汚染対策の各種プロジェクトが始動し、その後、計画実施状況に関する監督検査活動が繰り返し展開されることとなった。

淮河流域の水環境行政の形成・発展過程は、水利行政における流域管理と環境行政における汚染源規制が交錯する過程であり、それは1993年の環境政策における監督検査活動の開始によって加速された。これにより、水行政の部門間調整は、淮河流域における深刻な水汚染問題をめぐって、一定の制度として発展したとみることができるであろう。しかしながら、水質管理をめぐる水利行政と環境行政の間の権限配分関係については、1970年代末に作成された水質モニタリングネットワーク計画において規定され、それ以降変化はない。その調整のためのルートが整理されただけであり、重要な決断は時の政治にゆだねられている。そして、今日に至るまで、水汚染問題をめぐる行政の分断・非協調は依然として中国の水資源・環境管理の大きな課題であり続けている。

その後も淮河流域の水汚染問題は深刻な状況が継続し、また同様の事故が繰り返された〔大塚 2005a; 2005b〕。1990年代に確立されたはずの水行政部門間調整メカニズムについて、その後、淮河流域においてどのような展開をみせているのか、それが流域水汚染問題の解決にあたってどのような意味をもつのか、さらに検討が必要であると考えられる。また、マスメディアや、その後の展開のなかで重要な役割を果たすようになった NGO などを含めたガバナンスの問題として検討することも、今後の課題としたい。

(注1) 淮河水利委員会編 (1995, 1-33), 『淮河誌 第二巻 淮河綜述誌』(以下、年鑑・地誌等の引用については書名のみを表記し、編者・出版年を省く) など。なお、流域面積および人口数は、『治淮匯刊 (年鑑)』1998年版355ページ(1997年時点の統計)を参照。

(注2) 『淮河誌 第二巻』19ページによると、

1990年時点の行政区分で、省直轄の市・地区レベルの行政単位が35、さらにその下の県レベルの行政単位が181あったという。

(注3) 『治淮匯刊 (年鑑)』1996年版62ページ、『治淮匯刊 (年鑑)』1997年版82ページ。

(注4) 『中国環境年鑑』1995年版(146ページ)によると、淮河流域の郷鎮工業における主要汚染産業の廃水で、COD 排出量が最も多い産業は順に、製紙(18.6万トン)、澱粉・酒造(2.6万トン)、染色、皮革(それぞれ0.9万トン)、化学(0.7万トン)となっている。またメッキ産業からは六価クロムが排出されている。

(注5) そのほか、淮河流域の水環境問題を人と環境の関係史の視点から分析した研究書として宋等(2003)がある。

(注6) 『治淮匯刊』は1951年「第一輯」から1956年「第六輯」まで内部資料として刊行されたが、1981年に復刊されて以降、公開出版されている。また1981年版「第七輯」以降、1993年版の「第十九輯」まで続いた後、「第二十輯」から「年鑑」扱いとなった。また「第二十輯」は1994年の記録を掲載しているが「1995年版」となり、以降「第二十一輯」は「1996年版」等となって、現在に至っている(『治淮匯刊』1981年版「復刊詞」、『淮河誌 第一巻 大事記』321ページ)。

(注7) 水利部淮河水利工程総局から治淮委員会設立までの経緯については、『淮河誌 第六巻 淮河水利管理誌』19ページ、『治淮匯刊』1991年版521ページを参照。また、中央水利行政組織の変遷は以下の通り。1949年10月～水利部、1958年2月～水利電力部(途中、文革の混乱期を挟む)、1979年2月～水利部、1982年3月～水利電力部、1988年5月～水利部(『中国水利年鑑』1990年版254～255ページ)。

(注8) 『淮河誌 第六巻』1ページ。

(注9) 同上書1ページ。

(注10) 同上書455, 459ページ。

(注11) 『淮河誌 第六巻』同上書11, 432ページ参照。以下本項(第Ⅱ節2項)では断りが無い限り同ページを参照した。なお、第1回全国環境

保護会議および同規定については、国家環境保護局弁公室編（1988, 1-8）を参照。

（注12）本稿の対象期間における中央環境行政組織の変遷は以下の通り。1974年10月～國務院環境保護領導小組，1982年5月～城鄉建設環境保護部環境保護局，1985年2月～国家環境保護局（所属は城鄉建設環境保護部），1988年4月～国家環境保護局（國務院直屬），1998年3月～国家環境保護総局。なお，1984年5月に國務院に部門横断的な環境政策の審議機構として國務院環境保護委員会が設置され，1998年に国家環境保護総局へ統合されるまで3期にわたって活動を行っている〔『中国環境保護行政二十年』；大塚2002〕。

（注13）当時はまだ文化大革命（後期）が収束しておらず，各地方政府には革命委員会が設置されていた。

（注14）『淮河誌 第六卷』11，459ページ。

（注15）その後，1981年10月には，國務院の同意を経て，南西湖と沂，沭河水利工程について統一管理を行うために，沂沭泗水利工程管理局が設置されている。

（注16）『淮河誌 第六卷』11，436ページ。なお，淮河流域に先駆けて長江流域では1976年1月に長江水源保護局が設置されている〔国家環境保護局弁公室編1988, 54〕。

（注17）『淮河誌 第六卷』442ページ。

（注18）同上書432，442，459～462ページ。

（注19）『治淮匯刊』1981年版93～133ページ。なお，この調査のために同年3月25～29日に，治淮委員会は南京水文研究所と共同で蚌埠市にて初めての「水資源会議」を開催し，「淮河流域水資源領導小組」および「淮河流域水資源技術協調小組」を設立したとある。これは淮河流域における初めての大規模な水質調査にあたっての指揮・調整を行うために組織の整備がなされたものと考えられる。

（注20）『治淮匯刊』1983年版32～33ページ，1984年版（上）206～209ページ（1984年版は上・下巻の2分冊）。

（注21）『淮河誌 第六卷』460～461ページ。

（注22）『淮河誌 第六卷』455ページ，『治淮

匯刊（年鑑）』1995年版132ページ。

（注23）同上書459～462ページ。また，南水北調工程の淮河流域水環境保全への影響については，李・王・張主編（2007）でも指摘されている。

（注24）同月，治淮委員会の水資源保護弁公室は，二重指導体制の下に置かれる際に「淮河水源保護弁公室」と名称変更がなされ，翌年3月には「淮河水資源保護弁公室」となった（『淮河誌 第六卷』433ページ）。

（注25）『淮河誌 第六卷』433，436ページ，『治淮匯刊』1983年版34ページ。長江，黄河については，さらに「全国環境モニタリングネットワークの指導の下，統一のモニタリング方法と技術規定に基づき，水質状況を把握し，本流水質モニタリング報告を提出し，城鄉建設環境保護部と水利電力部に報告するとともに，沿岸各環境保護・水利主管部門およびそのモニタリングステーションの使用に供する」という任務が明記されている。これは「流域水資源保護機構に対する二重指導に関する決定」として，国家環境保護局弁公室編（1988, 251-252）にも収められている。

（注26）『淮河誌 第六卷』433，437ページ。

（注27）組織機構はひとつだが，名称の「看板」は2つあることになる。中国ではこのような組織形態は珍しくない。

（注28）『淮河誌 第六卷』433，436～437ページ。

（注29）『淮河誌 第六卷』438ページ，『治淮匯刊』1988年版372～374ページ。

（注30）『淮河誌 第六卷』462～463ページ，『治淮匯刊』1988年版375～378ページ。

（注31）『淮河誌 第六卷』463ページ，『治淮匯刊』1989年版372～374ページ。

（注32）『淮河誌 第六卷』463～464ページ，『治淮匯刊』1989年版375～379ページ。

（注33）『淮河誌 第六卷』464ページ，『治淮匯刊』1990年版297～300ページ。

（注34）『淮河誌 第六卷』13, 434, 440ページ。1991年3月には，水利部と国家環境保護局が改め

て、流域水資源保護局に対する二重指導体制を明確にする文書を出し、淮河を含む5つの流域水資源保護機構を処級から副局級に昇格させた（『中国水利年鑑』1992年版187ページ）。なお、1990年初めに、江蘇省でも淮河流域水污染防治領導小組を設置し、1名の副省長、1名の副秘書長と省環境保護局、水利庁の責任者に加えて関係5市政府の担当副市長から構成され、弁公室を置いたとされる（『治淮匯刊（年鑑）』1995年版139～140ページ）。

（注35）『治淮匯刊』1989年版419～423ページ。

（注36）『治淮匯刊』1990年版50～52ページ、294～296ページ、301～303ページ。『淮河誌 第六卷』463～464、469～471ページ。

（注37）『治淮匯刊（年鑑）』1995年版132ページ。

（注38）前節に見る通り、1990年代以前の淮河流域の水汚染問題とそれに対する政府の対応過程については、淮河流域の水利行政史の文書には記録はあるものの、『環境保護文件選編』や『中国環境保護行政二十年』といったおもな環境行政史の文書には、他の流域を含む制度の形成や改訂以外にはほとんどみられない。

（注39）この政治過程の詳細は、大塚（2002）を参照。また、ルポルタージュとして、陳（1999）、哲（1998a; 1998b; 2004）、中央電視台新聞評論部編（1998）などがある。

（注40）『治淮匯刊（年鑑）』1995年版122～142ページ、『中国水利年鑑』1995年版224～225ページ、『中国環境年鑑』1995年版408ページ。検査は20日、会議は24～26日に行われた。なお、國務院環境保護委員会と全国人民代表大会環境・資源保護委員会による環境保護法執行検査は、中華環境保護世紀行と同様に1993年から開始された〔大塚2002〕。

（注41）國務院環境保護委員会のほか政府関係部門からは、国家計画委員会、国家経済貿易委員会、財政部、建設部、化学工業部、水利部、農業部、国家環境保護局、開発銀行、轻工総会、淮河水利委員会が参加したほか、全国人民代表大会環境・資源保護委員会と流域4省人民代表大会からの招待参加もあった（『治淮匯刊（年鑑）』

1995年124ページ）。

（注42）9項目の意見とは、(1)関係者の意識向上、(2)2000年末までの水質浄化と流域全体における汚染物質の総量抑制の実施、(3)淮河流域水污染防治条例の策定と関連法規執行検査の定期的な実施、(4)淮河流域水資源保護領導小組の強化、(5)新規汚染源の厳格な規制と既存汚染源の期限処理、(6)都市污水处理施設（下水処理場）の建設の加速、(7)重度汚染地域における住民の飲用水問題の解決、(8)汚染処理に関する科学技術研究の強化、(9)多方面からの污染防治資金の調達である（『治淮匯刊（年鑑）』1995年版122～124ページ）。

（注43）このほか、『治淮匯刊（年鑑）』1995年版には、國務委員（副総理に相当）宋健、国家環境保護局の王楊祖副局長の会議における講話や流域4省の水汚染状況および対策に関する報告が記録されている（124～142ページ）。このなかで、王副局長は、水汚染対策は流域管理（原文は「流域治理」）の段階に入っていると指摘している。

（注44）このときの水汚染事故の経過と状況については、『治淮匯刊（年鑑）』1995年版142～150ページ、『中国水利年鑑』1995年版225ページ、『中国環境年鑑』1995年版411ページ、陳（1999）などを参照。また、8月4日には『中国青年報』の1面に給水車から給水を受ける人々の様子が映し出された写真を中心に若干の解説記事（タイトルなし）が掲載され、8月13日には『人民日報』（華東版）の投書（読者来信）欄において江蘇新華日報社の記者による「汚水が天災より深刻」というタイトルの記事が大きく掲載され、汚染された水面の写真も添えられた。

（注45）『治淮匯刊（年鑑）』1995年版142～144ページ。

（注46）同日に、國務院環境保護委員会秘書処が淮河流域水污染防治条例工作方案を策定し、4省弁公庁および関係機関に書面で通知したとあるが（『中国水利年鑑』1995年版225ページ）、これは事故前の会議からの延長線上にある動きであると考えられる。

(注47)『治淮匯刊(年鑑)』1995年版27～28, 144, 447～448ページ。このとき、明らかにされた名簿では担当する水利部副長は厳克強となっている。また、8月16日に、国務院が関係部門を集め、淮河污染防治協調会議を開催したとあるが、内容についての記録がなく、詳細は不明である(『中国環境年鑑』1995年版411ページ)。

(注48)『治淮匯刊(年鑑)』1995年版144～145ページ。このなかで、国務院は重度汚染地域の飲用水問題解決のために1000万元の財政援助を決定したことが明らかにされている。

(注49)『治淮匯刊(年鑑)』1995年版にはこのほか、会議資料として、「淮河流域水汚染事故調査工作報告」および4省政府による報告が掲載されている(148～157ページ)。

(注50)『治淮匯刊』1988年版382, 390ページ。

(注51)『治淮匯刊』1993年版34～39ページ。なお、1994年1月17日には、山東省第8期人民代表大会常務委員会第5回会議にて、山東省南西湖流域(淮河流域の一部)水污染防治条例が採択されている(『治淮匯刊(年鑑)』1995年版67～70ページ)。

(注52)『治淮匯刊(年鑑)』1995年版155～157ページ。

(注53)『治淮匯刊(年鑑)』1996年版27～30, 58～59ページ。

(注54)『中国環境年鑑』1996年版49～51ページ。

(注55)淮河流域水污染防治暫定条例における汚染物質の削減に関する条項と水污染防治法(1996年5月15日改正)との関係については、片岡(1997, 180-188)が詳細に検討している。

(注56)『治淮匯刊(年鑑)』1996年版10～14, 22～25, 30～31, 48～53ページ。

(注57)『中国環境年鑑』1996年版464ページ、『治淮匯刊(年鑑)』1997年版11ページ。

(注58)国家環境保護局弁公庁編(1998)1～2ページ、『治淮匯刊(年鑑)』1997年版81～97ページ。

(注59)『治淮匯刊(年鑑)』1996年版27ページ。

(注60)この計画編制過程については、「淮河流域水污染防治規劃および第9次5カ年計画」の

付属文書(淮河水利委員会資料)を参照した。このほか、地方各省が排出総量を緩和するよう要求したが、受け入れられなかったとされている。

(注61)たとえば、2005年4月11日に中国青年報ウェブサイトにて報道された記事によると、淮河水利委員会が流域汚染物質排出制限総量に関する意見を発布したことに対して、国家環境保護総局汚染抑制司が異議を唱えたという事件があったという(http://zqb.cyol.com/content/2005-04/11/cotent_1066571.htm 2011年10月26日アクセス)。

文献リスト

〈日本語文献〉

- 大塚健司 2002.「中国の環境政策実施過程における監督検査体制の形成とその展開——政府、人民代表大会、マスメディアの協調——」『アジア経済』43(10): 26-57.
- 2005a.「再評価を迫られる中国淮河流域の水汚染対策」『アジア研ワールド・トレンド』第112号 11月: 36-39.
- 2005b.「淮河再訪——水汚染被害の現場からの問い——」『現代社会の構想と分析』現代社会構想・分析研究所 2005年度年報: 93-107.
- 2006.「中国淮河流域の水汚染問題再考」環境経済・政策学会2006年大会討論稿.
- 2008.「中国の淮河流域における水汚染問題をめぐる政策過程——1990年代以降の展開——」寺尾忠能編「発展途上国の資源管理問題」調査研究報告書 アジア経済研究所: 1-12.
- 2010.「深刻化する水汚染問題への対応」堀井伸浩編『中国の持続可能な経済成長——資源・環境制約の克服はなるか——』アジア研選書20 現代中国分析シリーズ4 アジア経済研究所.
- 編 2008.『流域ガバナンス——中国・日本の課題と国際協力の展望——』アジア研選書9 アジア経済研究所.
- 2010.『中国の水環境保全とガバナンス

- 太湖流域における制度構築に向けて——』
研究双書588 アジア経済研究所。
片岡直樹 1997.『中国環境汚染防治法の研究』成文堂。
—— 2008.「水資源の流域管理をめざす中国の制度改革」大塚健司編『流域ガバナンス——中国・日本の課題と国際協力の展望——』アジア研選書9 アジア経済研究所。

〈英語文献〉

- Economy, Elizabeth 2004. *The River Runs Black: The Environmental Challenge to China's Future*. Ithaca: Cornell University Press. (邦訳は片岡夏実訳『中国環境リポート』築地書館 2005年)。

〈中国語文献〉

- 陳桂棣 1999.『淮河的警告』北京 人民文学出版社。
陳宜瑜・王毅・李利鋒・于秀波等編著 2007.『中国流域総合管理戦略研究』北京 科学出版社。
国家環境保護局弁公室編 1988.『環境保護文件選編 1973-1987』北京 中国環境科学出版社。
—— 1998.『環境保護文件選編1996』北京 中国環境科学出版社。
李雲生・王東・張晶主編 2007.『淮河流域“十一五”水污染防治規劃研究報告』北京 中国環境科学出版社。
王金南・葛察忠・張勇・葉文虎・Jostein Nygard 2003.『中国水污染防治体制与政策』北京 中国環境科学出版社。
宋豫秦等 2003.『淮河流域可持續發展戰略初論』北京 化学工業出版社。
宋国君・譚炳郷等編著 2007.『中国淮河流域水環境保護政策評価』北京 中国人民大学出版社。
淮河水利委員会編 1995.『中国江河防洪叢書 淮河卷』北京 中国水利水電出版社。
趙來軍 2007.『我国流域跨界水污染糾紛協調規制研究——以淮河流域為例——』上海 復旦大学出版社。
哲夫 1998a.『中国档案 上卷：高層決策写真』北京 公明日報出版社。
—— 1998b.『中国档案 下卷：新聞曝光的背後』

北京 公明日報出版社。

- 2004.『淮河生態報告』北京 花山文芸出版社。
中央電視台新聞評論部編 1998.『新聞背後的新聞——《新聞調查》1997実録——』北京 中央編譯出版社。

〔年鑑・地誌・年史〕

- 『淮河誌 第一卷 淮河大事記』水利部淮河水利委員会・《淮河誌》編纂委員会編 1997 北京 科学出版社。
『淮河誌 第二卷 淮河綜述誌』水利部淮河水利委員会・《淮河誌》編纂委員会編 2000 北京 科学出版社。
『淮河誌 第六卷 淮河水利管理誌』水利部淮河水利委員会・《淮河誌》編纂委員会編 2007 北京 科学出版社。
『治淮匯刊』1981~1989年（第七~十五輯）各年版 水利電力部治淮委員会編印。
—— 1990年~1993年（第十六~第十九輯）各年版 水利部淮河水利委員会主弁 『治淮匯刊』編輯委員会編 水利部淮河水利委員会弁公室出版。
『治淮匯刊（年鑑）』1995年~1998年（第二十~第二十三輯）各年版 水利部淮河水利委員会編印。
『中国環境保護行政二十年』《中国環境保護行政二十年》編委会 1994 北京 中国環境科学出版社。
『中国環境年鑑』1990~1997年各年版 編輯委員会編 北京 中国環境科学出版社。
『中国水利年鑑』1990~1997年各年版 編輯委員会編 北京 中国水利電力出版社。

〔付記〕本稿は、2009年度のアジア経済研究所「経済開発過程における環境資源保全政策の形成」研究会の成果の一部である。

（アジア経済研究所新領域研究センター，2010年3月10日受領，2011年10月12日，レフェリーの審査を経て掲載決定）